

## ○議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、これまで保険料の定期的訪問徴収を主な業務としていた国民健康保険料収納推進員について、口座振替の導入など保険料の自主納付環境の整備に伴い、昨年度をもって訪問徴収制度の廃止を決定したところである。

今年度においては、同推進員を口座振替の勧奨等、収納の促進に係る所要の移行業務のため1年間任用していたが、その期間が終了することから、同推進員を特別報酬の支給対象から削除しようとするものが主な改正内容であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、今後も同推進員の方が希望するのであれば継続雇用すべきであり、今回の改正は認められないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。